

独占禁止法審査手続についての懇談会（第8回）議事概要

- 1 日時 平成26年7月30日（水）10:00～12:05
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣
（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長
（事務局）
内閣府 独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）論点に関する検討（自由討議）
- （3）閉会

5 議事概要

- （1）冒頭、稲田内閣府特命担当大臣から挨拶があった。
- （2）続いて事務局から、本年6月12日から7月11日まで実施した論点整理の意見募集手続に関し、意見募集要項に記載されていた意見提出用ファックス番号に誤りがあったことに伴い延長した期間中に弁護士から1件意見が提出され、提出意見等の合計は72件となった旨の報告があった。

(3) 事務局から、供述聴取に関連する各論点の検討事項等を取りまとめた資料について説明があった（内容は資料2のとおり）。

(4) 供述聴取に関連する論点について検討が行われたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

(任意の供述聴取と審尋について)

- ・ 実務においては、任意の供述聴取が、強制的で審尋に近いものと事業者側に受け止められていることが問題であり、そもそも任意の供述聴取と審尋を分けて議論すべきではないか。
- ・ 審尋は、任意の供述聴取と異なり、これに応じなければならないという状態でどのようなことが考えられるのかを議論すべき。このため、事業者側に対し、任意の供述聴取であるのか（間接）強制であるのかを告知することは必要ではないか。

(供述調書の位置付け、供述の必要性について)

- ・ 談合やカルテルが秘密裏に行われること、訴訟になった場合に求められる立証水準が高いことなどからすれば、違反行為の立証において、供述調書の重要度が今後も高いままであることを前提として議論すべき。
- ・ 密室での取調べにおいて供述人が真実を述べることができるか、又は述べたとしても正確に調書化されるか疑問があり、実態解明のためには、むしろ客観証拠の発見が重要なのではないか。
- ・ 今後は、企業側が調査に協力するよう、裁量型課徴金制度の導入を目指していくことが必要なのではないか。

(弁護士の立会いについて)

- ・ 弁護士の立会いの意義は、調書に事実が記載されることの保障と、審査が適正になされることの確保である。この観点から、立ち会う弁護士は供述人個人を弁護するための弁護士がよいと考える。
- ・ 弁護士の立会いは大企業と中小企業を差別化するとの懸念が指摘されているが、むしろ逆である。多くの中小企業には法務部が存在しないことから、むしろ外部の弁護士を活用できることが重要である。
- ・ 事業者側に調査に積極的に協力する文化がまだ日本にはないと思われる状況で弁護士の立会いを認めることは、弊害が大きいのではないか。
- ・ 調査への協力のインセンティブがない現状では、弁護士の立会いに代わる手段として、聴取中に休憩時間を確保すること、聴取の前後等に弁護士の支援が受けられること等を指針等で明らかにするという方法が考えられる。

(聴取の途中での弁護士への相談について)

- ・ 弁護士の立会いが認められない場合であっても、刑事手続における接見交通権の趣旨を踏まえて、長時間にわたる聴取を受けている供述人に対し、弁護士に相談できる権利を認めるべきである。
- ・ 刑事手続における弁護人との接見交通権は、身柄拘束中の被疑者・被告人に対してのみ認められているものであり、そもそも、行政手続に係る聴取において、接見交通権を保障したり、その趣旨を及ぼしたりすることは、前提を欠いていると言わざるを得ない。
- ・ 刑事手続において、取調べが続いているときにはすぐに弁護人との接見を認めているわけではなく、追って接見の時間を設定していることが参考になる。
- ・ 防御権の確保は処分前手続において確保すべきであり、審査段階では、供述人に対する人権侵害をどう防ぐかにある。例えば、90分から120分ごとに15分程度の休憩を取るとともに、弁護士への相談ができる旨を指針等に記載することで解決できるのではないか。

(供述調書の作成の在り方等について)

- ・ 供述聴取においては、供述人は自らの記憶のまま供述すればよく、法的知識は必要ないから、弁護人立会い等の防御権を導入する必要はない。
- ・ 供述調書の作成過程においては、供述人の訂正申立てが受け入れられないなどの問題もあると考えられることから、防御権を導入する意味がないとは言えない。
- ・ 審尋が行われた場合、そのやり取りは一問一答形式で記録されることから、供述人の発言内容が正確に記録されることとなると思われる。

(供述聴取の録音・録画について)

- ・ 密室で行われている供述聴取について、不当な調査が行われていないか検証するためには、録音・録画が有効なのではないか。この場合、供述人の同意を得ることや、萎縮の懸念から開示の在り方などにつき検討が必要。
- ・ 刑事手続における取調べの録音・録画の試行は、裁判員裁判において早期に任意性を立証するため導入されたものであり、また、現在も身柄事件に対象を限定して行われている。他方、独禁法の審査手続においては身柄が拘束されることはないのであるから、刑事手続に比較すると、録音・録画制度を導入する必要性が低いと言わざるを得ない。
- ・ 弁護士の立会いが認められない前提であるが、訂正申立てに応じてもらえないなどの問題があるのであれば、供述調書の内容を確認させている部分に限り、公正取引委員会の審査官の裁量により録音・録画を導入するという方法もあり得る。

(供述聴取中のメモの録取について)

- ・ 供述人が聴取後に反論書を提出しようにも聴取内容を全て記憶してお

くことは無理であることから、聴取中にメモを作成することは認めてもいいのではないか。

- ・ メモとはいえ、口裏合わせに使われ、実態解明機能を損ねるおそれがあるのであれば、認めるべきではない。

(供述調書の写しの交付について)

- ・ 入札談合やカルテルでは、「意思の連絡」という主観的要素が立証対象となっているところ、調査継続中に供述調書の写しを交付すると、これを用いた口裏合わせの可能性が否定できず、相当ではない。
- ・ 処分前手続に移行する段階において、供述調書の修正等を申し立てる機会を与えるなど、より防御の充実が図られる工夫の余地がないか。

(苦情申立ての仕組みについて)

- ・ 苦情申立制度があつたとしても、公正取引委員会に否定されれば結局水掛け論となってしまう。申立てについては、公正取引委員会以外の第三者が受け付けるなど中立性・公平性が確保される必要がある。
- ・ 苦情の内容や処理結果等を事後的に公表するなど、透明性に配慮してほしい。

(黙秘権・自己負罪拒否特権の保障について)

- ・ 憲法上の保障として、黙秘権や自己負罪拒否特権が(刑事責任を問われることのない)行政手続において保障されることはない。
- ・ 課徴金の影響が大きいとはいえ、重加算税のように経済的に大きな影響がある他の手続との整合的な説明ができないことから、政策的に黙秘権や自己負罪拒否特権を認めることも困難である。

(5) 第9回会合は9月2日(火)に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>